

特許出願に関する注意点について

～特許出願には特許庁に対して“出願審査の請求”手続きが必要です！～

- ・特許出願の場合、その審査は審査の請求があったものについてのみ行われます。

(特許法第 48 条の 2)。

即ち、出願しただけで自動的に審査が行われるわけではなく、審査をしてもらうためには出願の日から 3 年以内に「出願審査請求書」を特許庁に提出する必要があります。

(特許法第 48 条の 3 第 1 項)。

本出願費補助金の目的・趣旨（市内の中小企業等に対して“特許権等の知的財産権を活用した事業展開”を支援する）から、やむを得ない理由がない限り出願審査請求を行って特許権の取得に取り組むことをお願いします。

(浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱第 10 条(4))。

なお、出願審査請求を行わないと判断された場合には、フォローアップ調査においてその理由等についてご記載いただきます。

- ・出願審査請求書提出に際しては、特許庁に下記金額を納める必要があります。

審査請求料：138,000 円 + 請求項の数 × 4,000 円

上記審査請求料のほか、特許料（第 1 年分から第 10 年分）、PCT 国際出願に係る手数料については、一定の要件を満たした場合に中小企業等の特許出願に対する特許庁の「**減免制度**」があります。具体的に出願審査請求書提出の場合では上記金額（15 万円程度）が 1/2（中小企業の場合）または 1/3（中小スタートアップ企業、小規模企業の場合）に**減額されます**。

従って、この減免制度のご利用をお勧め致します。減免制度の詳細およびその手続きについては特許出願をお願いした代理人の弁理士にご相談いただければと存じます。

(参考)

2019 年 4 月 1 日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）について | 経済産業省 特許庁
<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

※審査請求料の減免制度の改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）も含む内容が掲載されております。